

令和2年5月18日

県民の皆様へ

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
静岡県知事 川勝 平太

新型コロナウイルス感染症対策としての
「6段階警戒レベル別の行動制限」の実践への御協力をお願い

静岡県においては、県民の皆様の御努力により、感染のまん延が抑えられ、現在、感染のまん延が限定的（感染限定期）になっていることに感謝申し上げます。

感染症対策は、県民の皆様に、県の要請する行動制限に納得いただき、感染症対策としての行動制限を、県民一人ひとりに実行していただくことが対策の要と考えております。

行動制限の決め方を明確にするため、県は、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限を決定・公表するシステム」（ふじのくにシステム）を導入しました。

「6段階の警戒レベルとレベル別の行動制限」は、別紙-1に示すとおりです。現在は、「警戒レベル3」です。現在の行動制限の内容は、別紙-2のとおりです。警戒レベルを2, 1と下げていけるよう、県民の全員参加で取り組んでいただきますよう御協力、御尽力をお願いいたします。

なお、このレベルの上げ下げについては、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の意見をお聞きし、決定していきます。

新型コロナウイルス感染症対策としての 「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の御協力のお願い」について

2020年5月18日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 警戒レベルとレベル別の行動制限の決定方法

静岡県においては、県民の皆様のご御努力により、感染のまん延が抑えられ、現在、感染が限定的な状態となっていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス対策は、県民の皆様全員参加で一人ひとりの行動を変えていただくことが極めて重要です。

静岡県がお願いする行動制限は、日常生活や経済活動（社会経済活動）に負担をかけますが、行動制限は感染拡大防止に確実に効果があります。一方、行動制限を緩和したことにより感染が拡大した場合は、医療提供体制に負担を与え、また、社会経済活動への影響も大きくなります。

したがって、これまでのように、県民の皆様にご行動制限に御協力いただくことが極めて重要です。

行動制限の内容は、その時々の中での感染状況とともに、県外・国外の感染状況によって変える必要があります。このため、静岡県は、「現在が、どの程度の『警戒レベル』にあるか、そのレベルにおいては、どういう『行動制限が必要か』」について、明確な判断基準に基づいて判断・決定するシステムをつくりました。

静岡県は、この警戒レベル毎の行動制限に御協力いただきたく、お願い申し上げます。今後は、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の決定システム」である「ふじのくにシステム」を用いて、「警戒レベル」と、そのレベルでの「行動制限」を発表してまいります。

2 「警戒レベルと行動制限」の発表日

毎週金曜日（必要なき場合は即日）に発表します。

3 5月15日（金）現在の警戒レベル：

「警戒レベル3（県内注意、県外警戒）」

このときの行動制限は、別紙-3のとおりです。

4 お願い

1で述べましたように、皆様一人ひとりの行動が、感染拡大防止対策の要となります。それによって、警戒レベルをレベル2、レベル1と段階的に下げていき、出口に近づいていくこととなります。

しかし、もし、県内でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の傾向が見られる場合は、レベルを上げることとなります。ぜひとも、油断することなく、過剰におそれることなく、警戒レベルに応じた適切な行動をお願いいたします。

参考（いくつかの疑問にお答えします）

（１）「県境を跨ぐ移動」について、なぜ、都道府県を５つの７地域に分けて、行動制限の内容を変えるのでしょうか？

自分が感染していることを知らない人（見えない感染者）に、「いかに接近しないか」、「接近しても、うつらないように気をつけるか」が大事です。「見えない感染者」が市中にどのくらいの確率でいるかということが重要です。その確率は、地域により異なります。（別の言い方をすると、見えない感染者へ出会う確率）によって、行動制限を変えることが必要です。

イ、静岡県は、確率が相対的に低い。

静岡県では、現在まで、累計の感染者数、人口１人当たりの累計感染者数がともに少なく、感染した人も県外の方との接触がもとになっている場合が多い。また、感染の疑いがあつてPCR検査をした人の陽性率も低い水準にあります。（静岡県では、疑いのある人には、本人が拒否しない限り、全員にPCR検査を実施しています。最近２週間（５月２日～１６日）の陽性率は１,２０６人に対し、０％）

疑いのある人でも０％なので、疑いのない人の陽性率も０に近いと想定されます。（注）ただし、あくまで１,２０６人に対してであり、検査の精度もあり、真の陽性率は分かりません。

ロ、都道府県によっては、感染の疑いがあつてもPCR検査を受けられなかった人がいる地域や、感染者総数が多い地域がある。

このような地域では、見えない感染者が市中にいる可能性が、静岡県より高いと言えます。

このように、見えない感染者が市中にいる確率は、地域によって異なりますので、確率が高い地域の人との接触は避けるなど、各地域の状況を踏まえた行動をとることが重要です。

（２）警戒レベルを下げて行動制限を緩めると、第２波が心配です。

第２波を完全には防げませんので、低い水準に押さえ込むことが重要です。

第２波にはいろいろな形があると思います。感染の波は、地域によって大きさも発生原因も異なります。したがって、「第２波」は「静岡の第２波」を考えることが必要です。

静岡県では、２月２８日に最初の陽性者が出て、４月上旬をピークにし、その後は、新規感染判明者数は減り、５月２日以降はゼロとなっています。

このことから、静岡県では第1波については、感染の大きなまん延を防ぐことができ、現在は、感染は限定的になったと言えます。

これから静岡で懸念される第2波は、「県内の感染者の発生はとりあえず抑えられたが、行動制限を緩和したことによって感染防止努力、行動変容が変化し、感染機会が増え、また感染拡大の新たな波が発生する」というものです。

静岡にいる「見えない感染者」がいる確率は、相当低いと思われまので、第2波は、県内在住者からの起因ではなく、県外を起因にするものにより発生する可能性が高いと思われま。

よって、県内・県外の感染状況を常に注視しながら^(注)、県内は「新しい生活様式」など感染に注意した行動を取り、県外との関係に気をつければ、静岡で第2波、第3波が発生したとしても、小さな波に抑えることは可能と思いま。もう少し先を考えると、海外からの来訪も緩和されま。海外からのウイルスの再度の持ち込みによる波にも気をつける必要がありま。

次の波を低く抑え込むためには、油断しないことが大事です。

(注) 新規感染者数、PCR検査の陽性率、クラスターの発生の有無、感染経路不明者の人数と割合などの指標を監視・評価する。

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策)

(別紙-1)

レベル	警戒レベル			基本的行動内容				
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境・国境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価
6	【都市封鎖級】		国外は警戒以上	感染まん延期	外出禁止を要請	感染移行期以上	禁止を要請	多数又は複数の国・地域において感染が拡がっている
5	【特別警戒】				厳しい休業要請。外出自粛		原則不可	
4	【警戒】	【警戒】		感染移行期	休業要請。不要不急の外出は控える (やむを得ず外出の場合は3密の回避など「新しい生活様式」を徹底)	(感染状況が 厳しい地域の 状況等を評価)	県内者の県外移動は回避(注1) 県外者へは自粛の徹底を要請	
3	【注意】	【警戒】 【注意】		感染限定期	3密を回避を含む「新しい生活様式」の徹底		県内者の県外への移動は対象地域に応じ 判断(注2) 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請 (注3)	
2	【ほぼ日常】	【注意】		感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策(注4)の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮	感染限定期	県内者は県外への移動をできる限り回避 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請 (注3)	
1 ₁₋₁	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】			3密をできる限り回避。基本的な感染対策の励行。感染弱者へ配慮	感染休止期	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意	
1 ₀₋₁	【日常】	【日常】 (出入国制限あり)	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域においては感染が終息していない
	【日常】	【日常】			【日常】		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律「回避」とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は「回避」とする。(警戒レベル毎に県が更新・発表)

(注3) 一部近隣県とは「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新しい生活様式の徹底のもと可とする。

(注4) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

県境を跨ぐ人の移動の制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

2020年5月18日現在

～静岡県独自のもの～

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者にどのような行動制限をしているかを確認してください)

到着地 (a～e)	a) 静岡県	b) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	c) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	d) 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等	e) 特定警戒都道府県
出発地 (①～⑤)					
① 静岡県	①静岡県民がa)、b)、c)、d)、e)に行く場合				
	新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底 (控え目に)	できる限り回避	回避	回避を徹底
② 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	②から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いします)	②は山梨県	-	-	-
③ 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	③から静岡県へ来る方へ できる限り自粛を要請	-	③は①、②、④、⑤以外の県	-	-
④ 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等(注3)	④から静岡県へ来る方へ 自粛を要請	(注3)等とは、その都道府県の方針により④とするもの	-	④は愛知県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、愛媛県、福岡県(注2) (注1)	(注1)5月18日、中部圏知事会共同メッセージで、県境を跨ぐ不要不急の移動の自粛を申し合わせたため④とした。
⑤ 特定警戒都道府県	⑤から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請	-	-	(注2)愛媛県は、過去2週間以内にクラスターが発生したため。	⑤は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

(別紙－3)

5月15日現在の

「警戒レベル3（県内注意、県外警戒）」のときの行動制限

◎県内移動に関する行動制限

3密を避けるなど「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。

◎県境を跨ぐ移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

以下の訪問先別の行動制限をお願いいたします。この内容は、あくまで静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。

- (1) 全ての外出について、「新しい生活様式」（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとする感染予防行動）を徹底してください。
- (2) 山梨県への訪問には制限を求めません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
〔b〕累計感染者数が少なく感染が限定的な近隣県〕
- (3) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県には、訪問を「徹底して回避」してください。
〔e〕緊急事態宣言により指定された特定警戒都道府県〕
- (4) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県へは、やむを得ない場合を除き、「訪問を回避」してください。
- (5) 上記(2)から(4)以外の県については、「できる限り訪問を回避」してください。

2 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、旅行者へは、県民の皆様からも呼びかけてください。)

- (1) 山梨県の皆様には、本県への訪問の自粛を要請しません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
- (2) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の皆様には、本県への「訪問の自粛の徹底」をお願いいたします。
- (3) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いいたします。
- (4) 上記(1)から(3)以外の県の皆様には、本県への訪問の「できる限り自粛」をお願いいたします。
- (5) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「3つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定